平成２７年（フ）第７９９号
宮城県黒川郡大郷町大松沢字吉ケ沢屋敷29番地
債務者　阿部　高大
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　内ヶ崎裕之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第４９号
仙台市宮城野区中野２丁目18番地の１　アルザスⅠ
債務者　木村小百合
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　及川　貴士
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１５６号
仙台市青葉区桜ケ丘４丁目29番10号
債務者　青沼　蔵人
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　菊地　　秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１９１号
仙台市若林区若林１丁目８番24―208号
債務者　矢萩　典雄
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　斉藤　睦男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午前11時35分
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７０号
愛媛県喜多郡内子町中川3335番地
債務者　池田　誠規
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河野　康之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月14日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月14日まで
松山地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第７７号
山梨県甲州市塩山西広門田724番地２
債務者　三科　長親
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小澤　義彦
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月15日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年６月15日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４８６号
北九州市小倉北区原町２丁目17番１号、前住所北九州市小倉南区上石田３丁目１番25号（102）
債務者　村上晋太郎
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森中　　剛
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月30日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成28年６月16日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２８年（フ）第２１号
兵庫県姫路市白浜町寺家２丁目25番地
債務者　福本　佳子
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　加藤　恵一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月21日午前10時
5　免責意見申述期間　平成28年６月17日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３０４号
堺市堺区大仙中町10番１―107号、住民票上の住所大阪市北区西天満１丁目８番９―3302号
債務者　山本　　真
1　決定年月日時　平成28年４月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　野村　剛司
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年７月４日午後３時
5　免責意見申述期間　平成28年６月20日まで
大阪地方裁判所第６民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第５０１号
札幌市東区北27条東17丁目１番22号　第８ベルハイム203号
債務者　藤村　明美（旧姓嵯峨）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１４号
札幌市東区北31条東17丁目５番17号　ベルメゾン北31―303号
債務者　郷六麻衣子
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５１９号
札幌市東区北18条東２丁目３番３号　北18条団地４号棟６号
債務者　砂原　球奈
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５３０号
札幌市北区新川３条８丁目４番25号
債務者　藤倉　勇人
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５４１号
札幌市清田区美しが丘３条５丁目８番３―606号
債務者　満井　和美
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第５６２号
札幌市南区川沿15条２丁目10番25―903号
債務者　中神ひろみ
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１６号
山形県酒田市光ケ丘４丁目15番23号、前住所山形県酒田市光ケ丘４丁目８番28号
債務者　今井　光子（旧姓菅根）
1　決定年月日時　平成28年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年６月９日まで
山形地方裁判所酒田支部